

## 中小企業等経営強化法に係る先端設備等導入計画の認定について

鎌ケ谷市では、「中小企業等経営強化法」に基づき、市内中小企業等の生産性向上のため、「導入促進基本計画」を策定し、国（経済産業省関東経済産業局長）の同意を得ました。市内中小企業等において、一定の要件を満たす設備に係る「先端設備等導入計画」を策定し申請することで、市から計画の認定を受けることができます。認定を受けた場合、以下の支援処置を受けられます。

・ 固定資産税の特別処置（計画の内容に応じて、課税標準額を3年から5年間2分の1～3分の1に軽減）

・ 民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等通常枠とは別枠での追加保証が受けられる金融支援

### 1 制度の概要

(1) 「先端設備等導入計画」の概要

・ 「先端設備等導入計画」は、「中小企業等経営強化法」において措置されたもので、中小企業等が設備投資を通じて、労働生産性の向上を図るための計画です。

(2) 認定を受けられる中小企業等の規模

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政 令 指 定 業 種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万千以下	200人以下

(3) 先端設備等導入計画の内容

中小企業等が、導入促進基本計画の計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、市の策定する「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けることができます。

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間、4年間又は5年間
労働生産性	<p>計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均<u>3%以上</u>向上すること            (直近の事業年度末)</p> <p>○労働生産性  <math display="block">\frac{\text{(営業利益+人件費+減価償却費)}}{\text{労働投入額}}</math>           (労働投入額：労働者又は労働者数×1人当たり年間就業時間)</p>
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備  <b>【減価償却資産の種類】</b>            機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア</p>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の導入促進指針及び市の導入促進基本計画に適合するものであること</li> <li>・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</li> <li>・認定経営革新等支援機関（商工会議所、金融機関、会計事務所等）において事前確認を行った計画であること</li> </ul>

(4) 令和5年度税制改正に伴う固定資産税特例について

中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、計画内で賃上げ表明を行うことにより、より有利な特例率・機関が適用される税制が新設されました。

- ・雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ表明を従業員に対して行う
- ・従業員が表明を受けたことを確認
- ・賃上げ方針について、計画の認定申請書に記載

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入基本計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 <u>5%以上</u> の投資計画に記載された下記の設備 <b>【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置（160万円以上）</li> <li>・測定工具及び検査工具（30万円以上）</li> <li>・器具備品（30万円以上）</li> <li>・建物附属設備（家屋一体で効用を果たすものを除く）（60万円以上）</li> </ul>
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと 鎌ヶ谷市の「導入促進基本計画」に適合すること
特例措置	<b>【計画内で賃上げ表明無し】</b> 固定資産税の課税標準を3年間、1/2に軽減。 <b>【計画内で賃上げ表明有り】</b> 固定資産税の課税標準を4又は5年間、1/3に軽減。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年3月31日までに取得した設備：5年間</li> <li>・令和7年3月31日までに取得した設備：4年間</li> </ul>

(5) 先端設備等導入計画認定までの流れ

1.先端設備等導入計画の作成

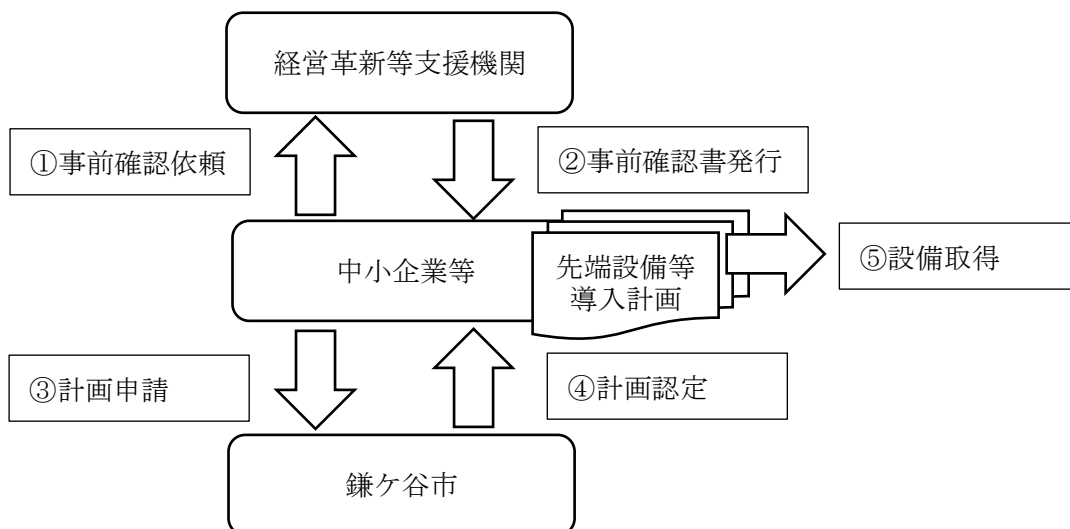
- (1) 「導入促進基本計画」の内容に沿っているか
- (2) 「先端設備等導入計画」の様式を確認し、認定経営革新等支援機関に確認依頼
- (3) 税制措置を受けるためには、新規取得設備に係る投資計画について、認定経営革新等支援機関に確認を依頼（固定資産税の特例処置を受ける場合）
- (4) 賃上げ方針を計画に位置付ける場合は、従業員に対して賃上げ方針を説明（固定資産税の特例処置を受ける場合）

2.内容が適合する場合、認定経営革新等支援機関が「確認書」を発行

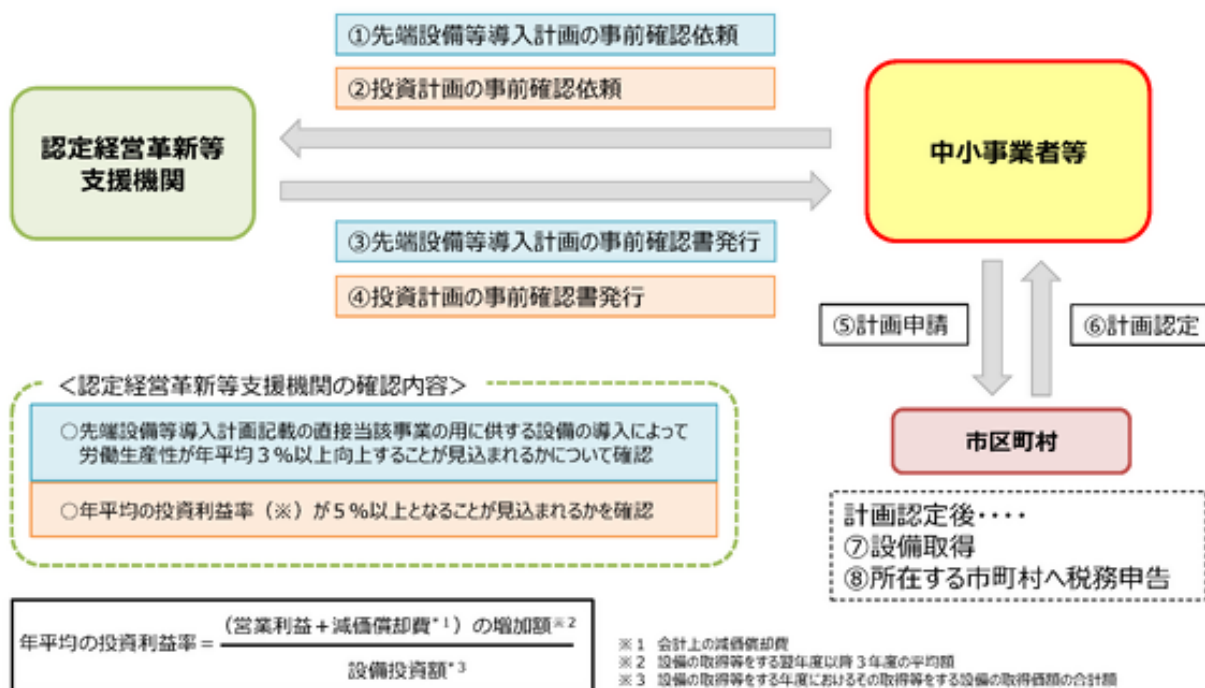
3.確認書等の必要書類を添付し、市役所へ先端設備等導入計画を申請

4.内容が適合する場合、鎌ヶ谷市より「認定書」を発行

5.認定書の発行後に設備を取得



固定資産税の特例措置の流れ



(6) 注意点

- ・ 先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に購入するものとします。
- ・ 「先端設備等導入計画の認定要件」と「固定資産税の特例処置を受けることができる要件」は異なります。
- ・ 計画認定後、進捗状況を把握させていただくためのアンケート調査等を実施する場合があります。

2 鎌ヶ谷市が策定した「導入促進基本計画」について

- ・ 導入促進基本計画 (HP に掲載)

### 3 市内中小企業等が策定する「先端設備等導入計画」の認定について

#### (1) 申請に必要な書類

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書
- ②先端設備等導入計画に関する確認書（認定経営革新等支援機関発行）
- ③最新の市税納税証明書
- ④先端設備等導入計画申請書提出用チェックシート
- ⑤【法人の場合】
  - (1) 履歴事項全部証明書（発行の日から3ヶ月以内のものに限る。）
  - (2) 最新の確定申告書、決算報告書、法人事業概況説明書
- 【個人の場合】
  - (1) 最新の確定申告書一式（所得税青色申告決算書や収支内訳書を含む）
  - (2) 開業届出書

#### 【固定資産税の特例処置を受ける場合】

- ⑥投資計画に関する確認書（認定経営革新等支援機関発行）
- ⑦従業員の賃上げ方針を表明したことを証するもの

#### 【リース契約の場合】

- ⑧リース契約見積書の写し
- ⑨ 公益財団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

#### <先端設備等導入計画を変更する場合>

計画の認定を受けた事業者が、計画の進捗状況や市場の状況等を踏まえて導入予定設備を追加する場合や変更する場合等には、先端設備等導入計画の変更に係る認定手続きが必要になります。ただし、先端設備等の取得金額・資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、軽微な変更の場合は不要です。

- ①先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書
- 別紙（計画書）について、認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成してください。変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください。
- ②先端設備等導入計画に関する確認書（認定経営革新等支援機関発行）
  - ③旧「先端設備等導入計画」の写し一式（認定後返送されたものの写し）
- 変更前の計画であることを、計画書内に手書き等で記載ください。

#### 【固定資産税の特例処置を受ける場合】

- ④投資計画に関する確認書（認定経営革新等支援機関発行）

#### (2) 申請期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日